平成２４年（フ）第２４７号
大阪府高槻市栄町１丁目12番23―406号
債務者　藤原　由佳（旧姓明田）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４９号
大阪府茨木市新郡山１丁目９番201号
債務者　川田　幸市
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５０号
大阪市大正区平尾５丁目３番18号　コスモレジデンス平尾601号
債務者　梶村　　進
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４３１号
大阪府高石市東羽衣３丁目８番４―801号
債務者　石井　秀一
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８７号
大阪府藤井寺市恵美坂１―１―43エスリード藤井寺205号、住民票上の住所大阪府羽曳野市河原城557番地の19
債務者　ＡＫＩ建装こと　有野　秋彦
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６６１号
大阪府柏原市平野１丁目１番21号
債務者　中川　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７１３号
堺市堺区北花田口町１丁１番20号
債務者　加三　朋宏
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７１７号
堺市堺区南三国ヶ丘町６丁７番８―305号
債務者　尾下　好美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７２５号
堺市中区土師町５丁30番19号
債務者　橋野米穀店こと　橋野　　穣
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７３１号
堺市北区百舌鳥本町１丁15番地１　コーポきたむら201号
債務者　藤川久美子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７３５号
堺市中区八田西町３丁８番９号　坂口ハイツ202号
債務者　吹本　順子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７６５号
堺市美原区南余部38番地12
債務者　森重　辰弘
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
広島県安芸高田市吉田町吉田1925―１―106、住民票上の住所広島県三次市君田町石原565番地
債務者　島津　清孝
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第８８号
北海道網走郡美幌町字青山北18番地の５
債務者　東山　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１号
北海道北見市東相内町484番地17
債務者　箭原　正行
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
宮城県石巻市小船越字大縄場99番地１
債務者　日野さよ子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第６９７号
埼玉県春日部市下蛭田369番地10
債務者　杉野智代子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７１７号
埼玉県草加市旭町４丁目７番４―206号、旧住所埼玉県草加市金明町317番地　メゾン山一205号
債務者　砂川　政彦
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係